

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:福祉部高齢者支援課 No.007

処 分 名	老人ホーム入所者等の手数料の減免又は徴収猶予
処 分 の 概 要	徴収金を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができます。
根拠条例等・条項	春日部市老人ホーム入所者等の費用徴収に関する規則 (平成 17 年規則第 144 号)第8条第1項、第2項
審 査 基 準	<p>福祉事務所長は、徴収金を納付すべき者が、次のいずれかに該当する場合は、徴収金を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができます。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 災害により著しい損害を受けたとき。(2) 収入が著しく減少したとき。(3) その他福祉事務所長が必要と認めたとき。 <p>徴収金の減免又は徴収猶予を受けようとする方は、老人ホーム入所者等措置費用徴収金減免・徴収猶予申請書(様式第3号)の提出が必要です。</p>
標準処理期間	5日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日(最終改正:平成 26 年 4 月 1 日)
申請時期	随時
申請方法	第2別館2階 高齢者支援課窓口への提出
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市老人ホーム入所者等の費用徴収に関する規則

第8条 福祉事務所長は、徴収金を納付すべき者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、徴収金を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。

- (1) 災害により著しい損害を受けたとき。
- (2) 収入が著しく減少したとき。
- (3) その他福祉事務所長が必要と認めたとき。

2 前項の規定により徴収金の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、老人ホーム入所者等措置費用徴収金減免・徴収猶予申請書(様式第3号)により福祉事務所長に提出するものとする。